

🍀 長 門 市 自 殺 対 策 計 画 🍀

～ 生き心地の良い、やさしいまち長門 ～

平成 3 1 年（2019 年） 3 月

長門市

3月は自殺対策強化月間

9/10～16 は自殺予防週間



は じ め に

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

しかしながら、自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超えており、非常事態はいまだ続いております。



こうした中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

本市におきましても、これらの背景を踏まえ、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、各関係機関、地域と連携して自殺対策を総合的に推進するため、この度「長門市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画に基づきまして「生き心地の良い、やさしいまち長門」の実現を目指し、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組むさまざまな団体のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました長門市自殺対策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様方に心から御礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月

長門市長 大 西 倉 雄

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の推進期間.....	2
4 計画の数値目標.....	2
第2章 本市の自殺をめぐる現状	3
1 データからみる自殺の現状.....	3
2 「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」の結果	6
第3章 自殺対策への取組	11
1 基本施策.....	14
【施策1】地域におけるネットワークの強化	14
【施策2】自殺対策を支える人材の育成	15
【施策3】市民への啓発と周知	17
【施策4】生きることの包括的支援	19
【施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	24
2 重点施策.....	25
【施策1】高齢者への支援	25
【施策2】生活困窮者への支援	27
【施策3】勤務・経営への支援	28
第4章 自殺対策の推進体制	29
第5章 参考資料	31
1 生きる支援関連事業一覧.....	31
2 「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」調査票	43
3 自殺対策基本法.....	46
4 長門市自殺対策推進協議会設置要綱.....	51
5 相談窓口一覧.....	53
6 用語説明.....	55

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成 18 年（2006 年）に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかしながら、我が国の自殺死亡率※（人口 10 万人当たりの自殺による死亡者）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として毎年 2 万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年（2016 年）に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、各関係機関、地域と連携した取組として自殺対策を総合的に推進するため、この度「長門市自殺対策計画」を策定し、本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い、やさしいまち長門」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年（2016 年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、「第 2 次長門市総合計画」を上位計画とし、同計画の基本目標「生涯『健幸』で元気に暮らせるまち」を目指す方針に位置づけます。

また、今年度新たに策定しました「健幸ながと 21 推進計画」をはじめとする関連計画と整合性を図ります。

第1章 計画策定の概要

3 計画の推進期間

本市においては、計画の推進期間を平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間とします。

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱[※]は、平成19年（2007年）6月に初めて策定された後、平成20年（2008年）10月の一部改正、平成24年（2012年）8月の全体的な見直しを経て、平成28年（2016年）の自殺対策基本法改正の趣旨や、我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成29年（2017年）7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを追加した、新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このように、自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改定が行われてきています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行います。

4 計画の数値目標

「計画策定の趣旨」で述べたとおり、市として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い、やさしいまち長門」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本市では、2023年までに、自殺死亡率（5年間平均）を平成25年（2013）年から平成29（2017）年までの20.7と比べて30%以上減少させることを目標に掲げます。

長門市数値目標

指標	現状値		目標値
自殺死亡率 (人口10万対・5年間平均)	20.7 (H25(2013)年～ H29(2017)年)	30%以上減少	14.5以下 (H31(2019)年～ 2023年)

(参考) 国の目標値

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を平成27年(2015年)と比べて30%以上、18.5から13.0以下に減少させることを目標に掲げています。

第2章 本市の自殺をめぐる現状

1 データからみる自殺の現状

市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警視庁「自殺統計」、ならびに自殺総合対策推進センター*が自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル*」を基に分析を行いました。

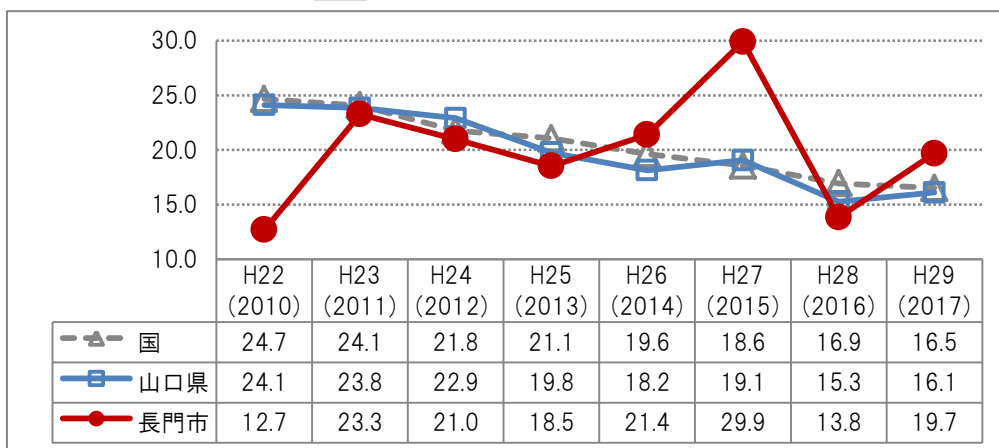
また、市民のこころの健康に関する意識や相談窓口の認知などの実態を把握することを目的とした「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」を実施し、結果を分析しました。

(1) 年間自殺者数は平均約7.6人 自殺死亡率は国、山口県よりもやや高い

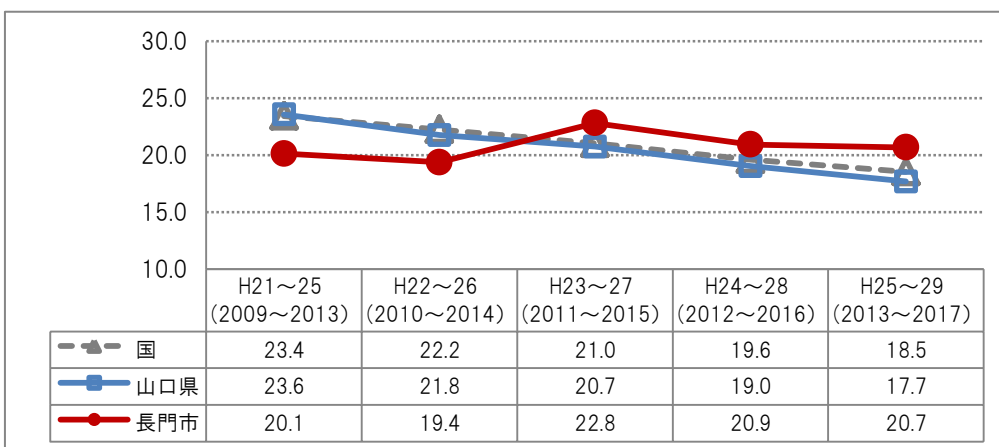
平成25年(2013年)～29年(2017年)の間に自殺で亡くなった人の数は38人(年間平均約7.6人)です。

また、平成25年(2013年)～29年(2017年)の間の自殺死亡率(5年間平均)は20.7となっており、国の18.5、山口県の17.7よりもやや高い状態となっています。

◆自殺死亡率(単年)の年次推移(山口県・国比較／人口10万対)◆



◆自殺死亡率(5年間平均)の年次推移(山口県・国比較／人口10万対)◆

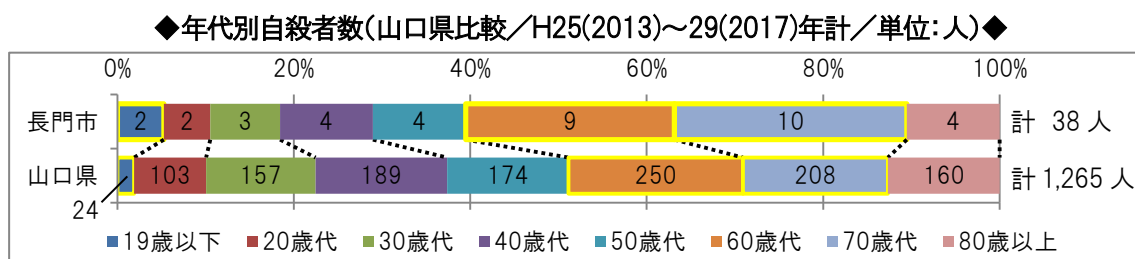


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

第2章 本市の自殺をめぐる現状

(2) 若年層、高齢者の自殺死亡が多い

平成25年(2013年)～29年(2017年)の間に自殺で亡くなった人を年代別に見ると、10代以下の若年層は2人、60代、70代の合計が19人となっており、これらは県と比較して高い割合を示しています。



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(3) 自殺者の約9割に同居人がいた

同居人の有無別で見ると、平成25年(2013年)～29年(2017年)の5年間に自殺で亡くなった38人のうち、同居人がいる人の割合は84.2%でした。

しかし、自殺死亡率でみると高齢者の場合、同居人「なし」が「あり」より高くなりました。

(4) 支援が優先されるべき対象群

平成25年(2013年)～29年(2017年)の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センター※の「地域自殺実態プロファイル※」により、市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分が示されました。この情報から、市において推奨される重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に対する取組が挙げられました。

◆長門市における高リスク対象群(平成25(2013)年～29(2017)年)◆

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位 男性 60歳以上 無職 同居	7人	18.4%	43.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 60歳以上 有職 同居	6人	15.8%	42.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位 男性 40～59歳 有職 同居	5人	13.2%	32.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位 女性 60歳以上 無職 独居	4人	10.5%	41.1	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位 男性 20～39歳 無職 同居	3人	7.9%	238.7	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査※を元に自殺総合対策推進センター※にて推計した。

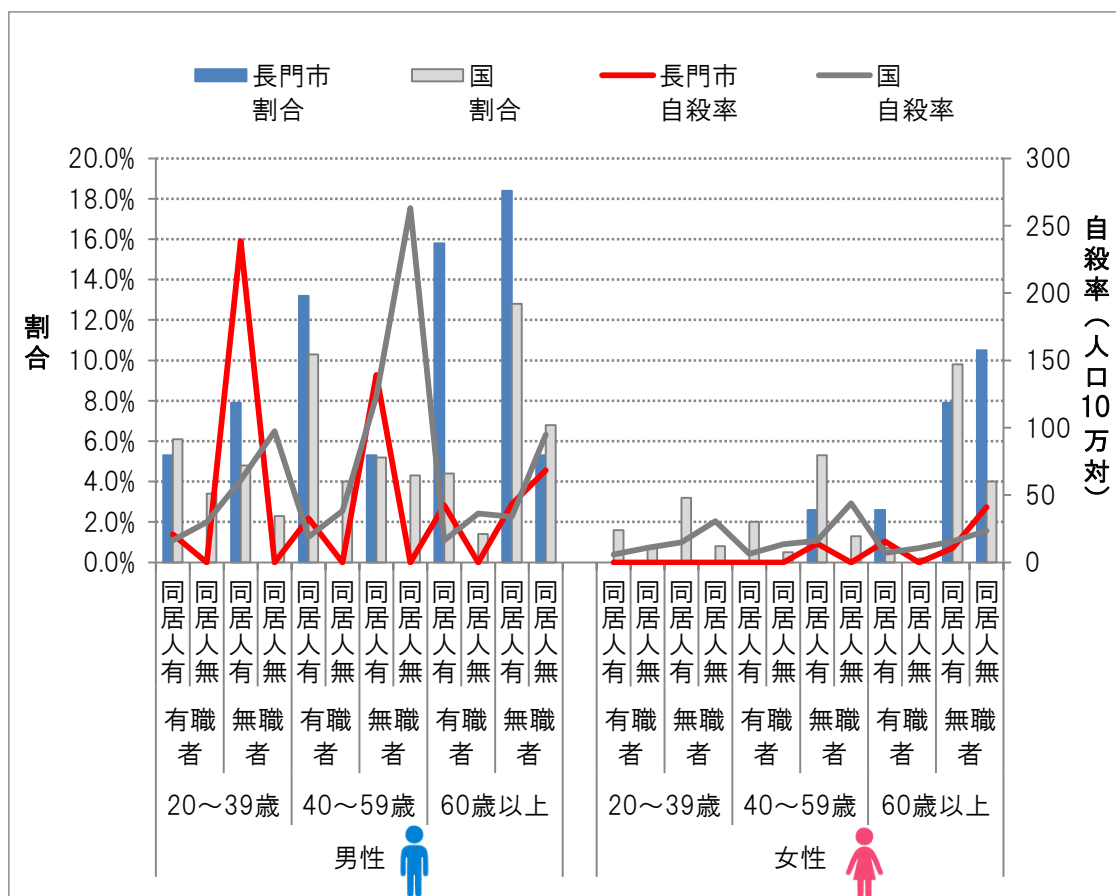
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

上記表は「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものを記載

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル※(2018)」

第2章 本市の自殺をめぐる現状

◆自殺の概要（国比較／平成25(2013)年～29(2017)年合計）◆



◆60歳以上の自殺の内訳（国比較／平成25(2013)年～29(2017)年合計）◆

性別	年齢階級	同居人の有無 (長門市・人数)		同居人の有無 (長門市・割合)		同居人の有無 (国・割合)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	7	1	30.4%	4.3%	17.1%	10.8%
	70歳代	5	1	21.7%	4.3%	15.1%	6.3%
	80歳以上	1	0	4.3%	0.0%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	1	0	4.3%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	1	3	4.3%	13.0%	9.1%	3.8%
	80歳以上	2	1	8.7%	4.3%	7.4%	3.5%
合計		23		100%		100%	

※小数点以下の端数処理により、必ずしも合計が100%にならない項目があります。

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

第2章 本市の自殺をめぐる現状

2 「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」の結果

市民のこころの健康に関する意識や相談窓口の認知などの実態を把握し、この実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、市民を対象に「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」を実施しました。

【調査方法】郵送調査法（郵送配布、郵送回収）

【調査内容】こころの健康について

【調査期間】平成30年（2018年）5月1日～5月25日

【調査対象】長門市内に在住する20歳～79歳までの男女

【対象者数】2,000人（男性1,000人 女性1,000人）

【抽出方法】層化無作為抽出法※

【有効回答数】665人

【回答率】33.3%

【性別・年代別有効回答数】

○性別

	人数	割合
男性	294	44.2%
女性	371	55.8%
合計	665	100%

○年代別

	人数	割合
20歳代	64	9.6%
30歳代	79	11.9%
40歳代	97	14.6%
50歳代	123	18.5%
60歳代	129	19.4%
70歳代	173	26.0%
合計	665	100%

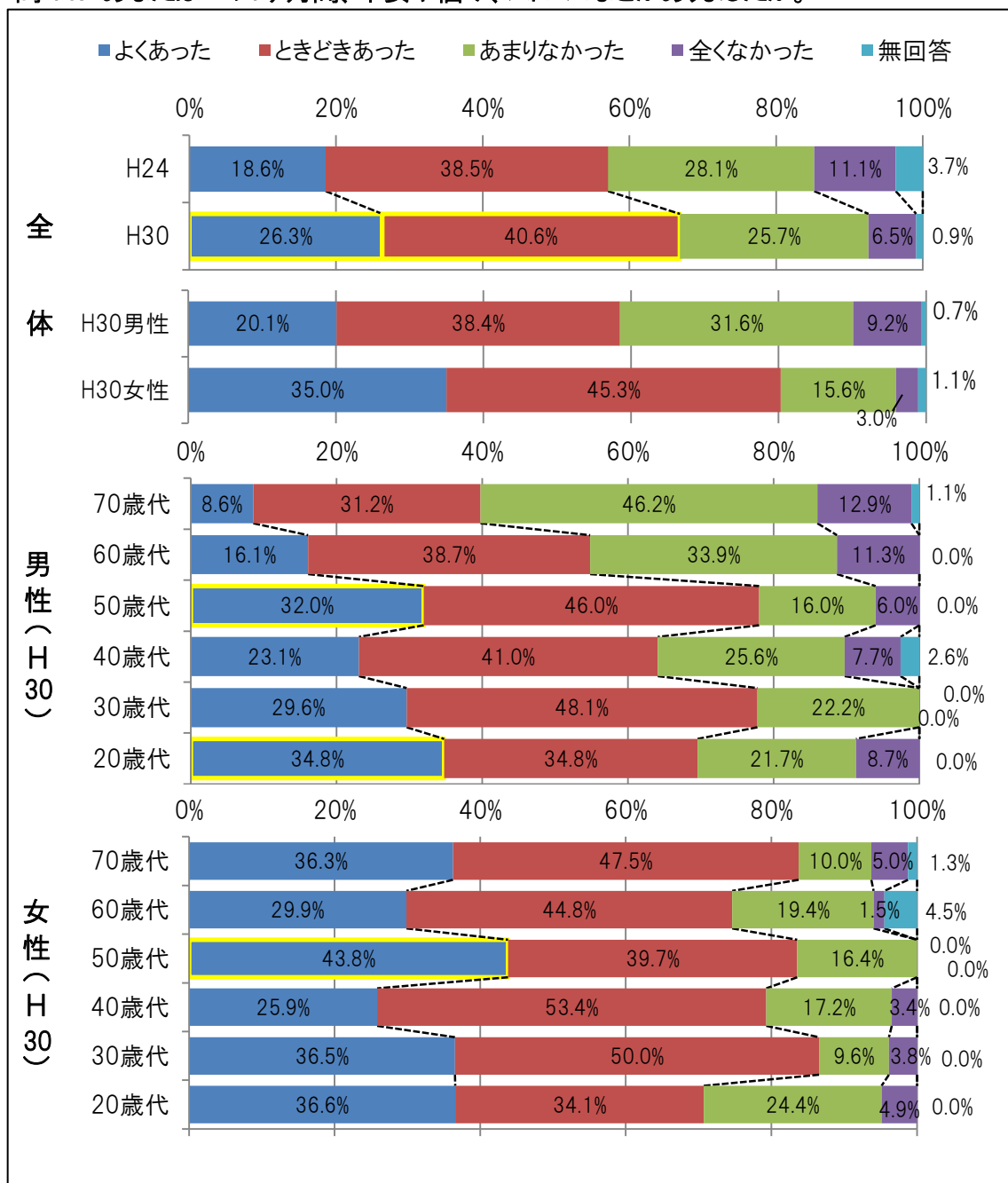
(1) 女性の8割が不安や悩み、ストレスを感じている

不安や悩み、ストレスについては、「よくあった」「ときどきあった」を合わせると66.9%の方があったと答えており、平成24年（2012年）調査に比べ増加している。

性別では、女性の方が多く、年齢別では、男性は、20歳代、50歳代で「よくあった」と答える方が多く、女性は、50歳代の43.8%が「よくあった」と答えており、最も多かった。



問16. あなたはこの1ヶ月間、不安や悩み、ストレスなどがありましたか。

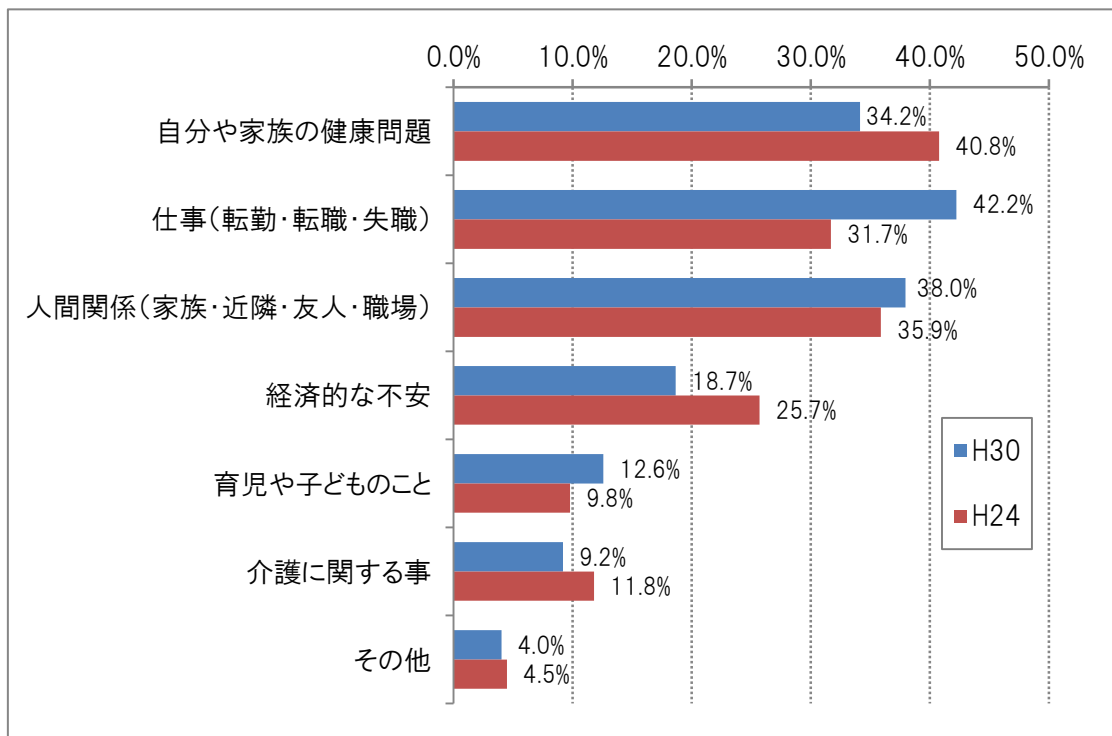


第2章 本市の自殺をめぐる現状

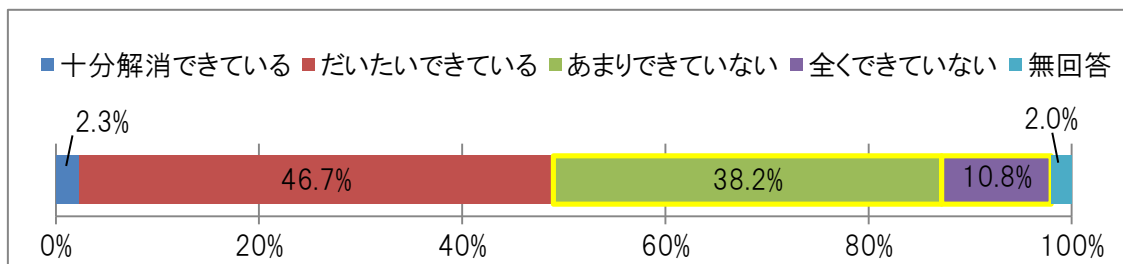
(2) ストレスの主な原因は、「仕事」「人間関係」「健康問題」の順であり、2人に1人が「ストレス解消できていない」

不安や悩み、ストレスの原因については、仕事が多く、次に人間関係、健康問題の順であった。平成24年（2012年）調査に比べ、仕事、人間関係、育児や子どものことの悩みが増加しており、約半数がストレスの解消ができていない。

問16-1. それはどのような不安、悩み、ストレスですか。（複数回答）（445人中）



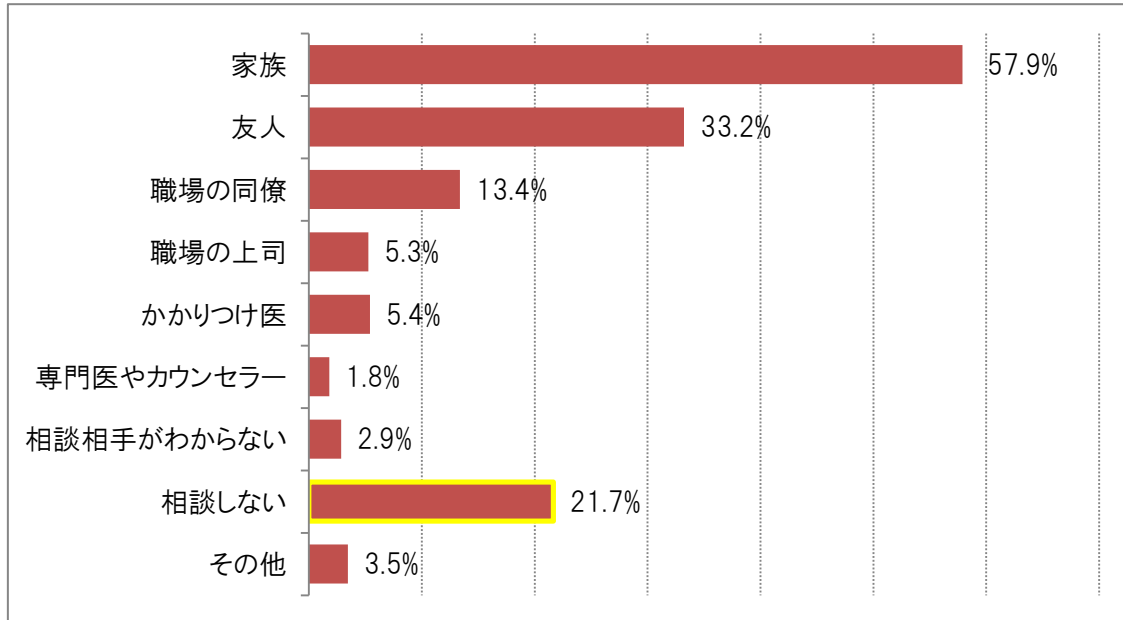
問16-2. 不安、悩み、ストレスは解消できていますか。（445人中）



(3) 5人に1人が「困った時に誰にも相談しない」

相談相手については、家族が57.9%と最も多く、相談しないは21.7%であった。

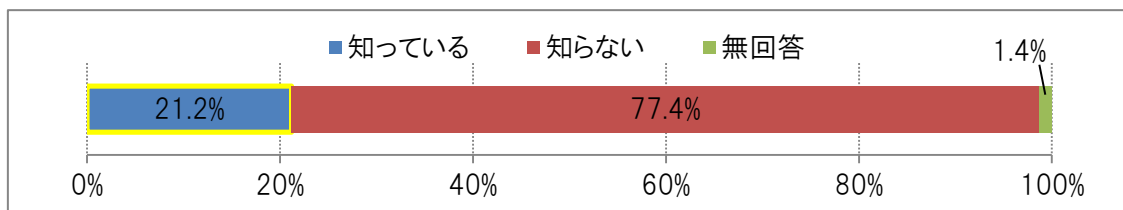
問 17. 悩みやストレスなどで困った時、誰に相談しますか。(複数回答)



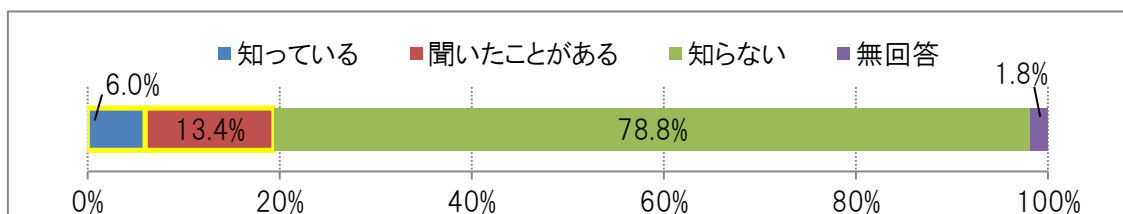
(4) 約8割が「地域の相談機関やゲートキーパーのことを知らない」

地域の相談機関の認知度は、21.2%と低く、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、早めに適切な相談機関等必要な支援につなげる人）の認知度は、聞いたことがある人を含めても19.4%であり、2割に満たない状況にある。

問 18. こころに悩み、不安を感じたときに利用できる地域の相談機関を知っていますか。



問 19. ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声かけ、早めに適切な相談機関等必要な支援につなげる人)を知っていますか。



第2章 本市の自殺をめぐる現状

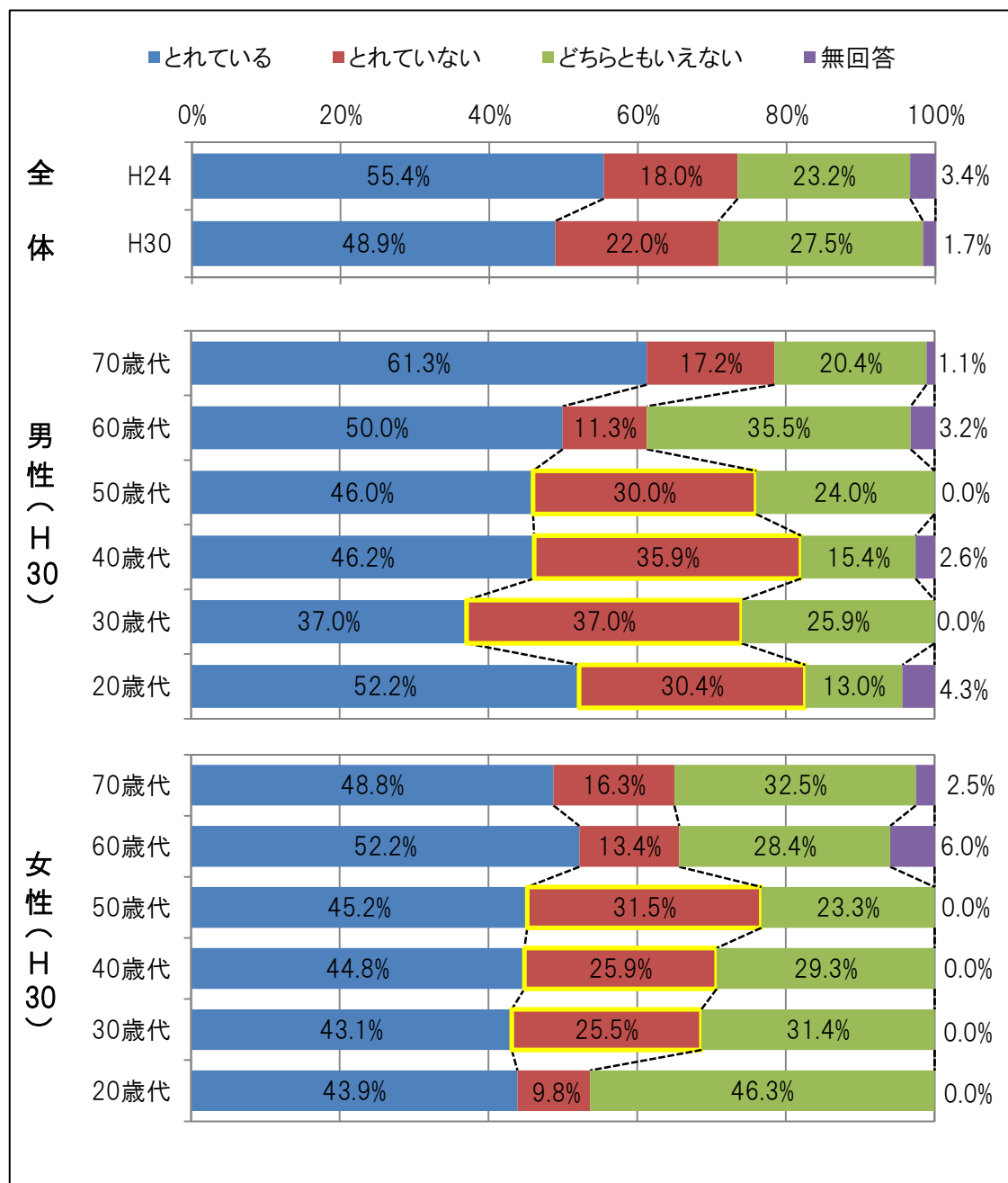
(5) 睡眠による休養が十分に取れているのは半数以下

睡眠による休養が十分に取れているかについては、平成24年（2012年）調査に比べ、「取れている」が減少し、「取れていない」が増加した。

年代別では、男性の20歳～50歳代、女性の30歳～50歳代で「取れていない」の割合が高かった。

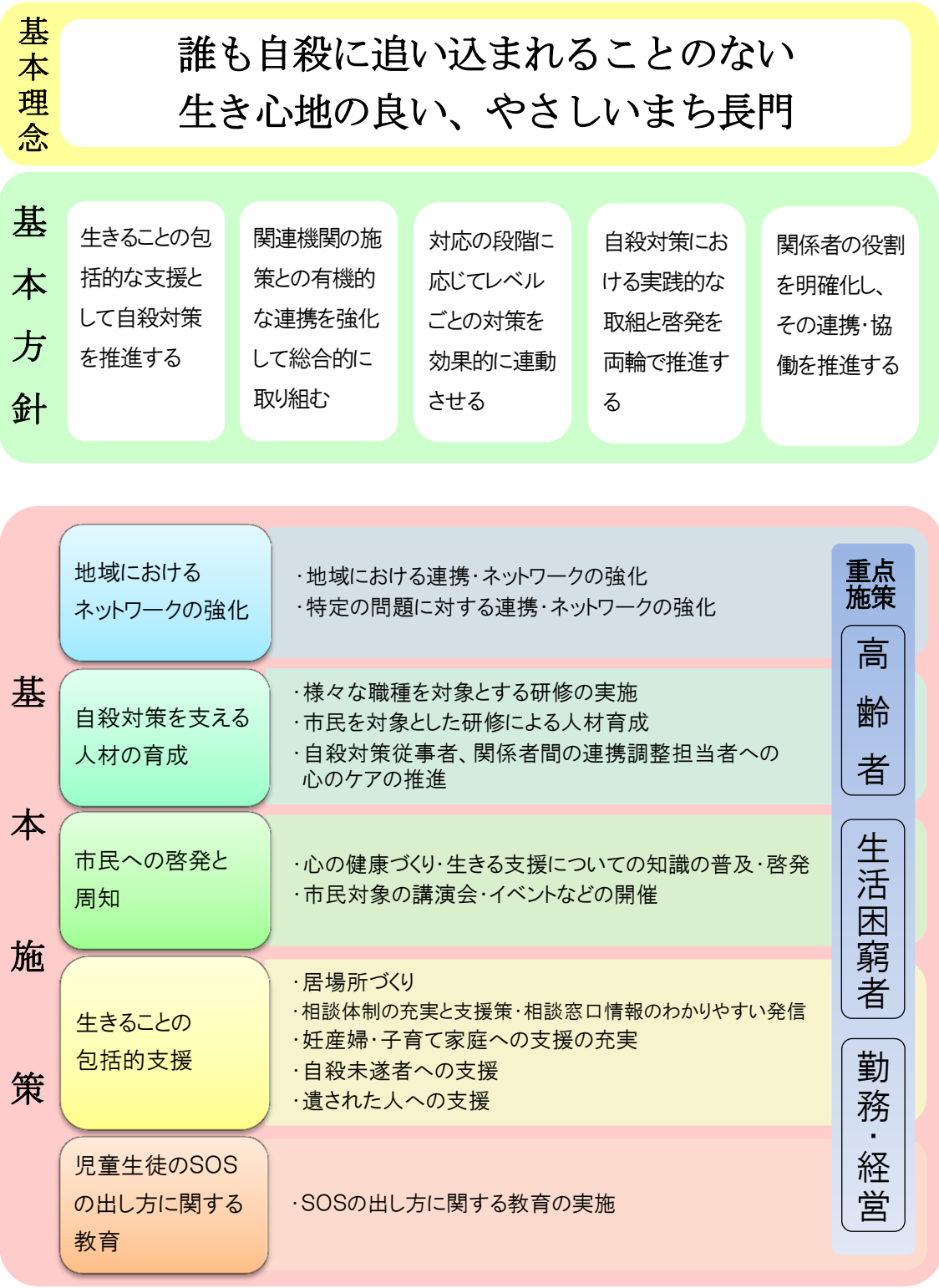


問21. あなたは睡眠による休養が十分に取れていると思いますか。



第3章 自殺対策への取組

○長門市自殺対策体系図



基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い、やさしいまち長門

基本方針

基本理念の実現を目指し、自殺総合対策大綱^{*}を踏まえて、本市においては次の5つの『基本方針』のもとに総合的な対策に取り組みます。

1 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進する

個人においても地域においても自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2 関連機関の施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

NPO法人ライフリンク^{*}による自死遺族^{*}への聴き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。様々な悩みを抱えた人がたどりついた相談先で、確実に必要な支援につなげることができるよう、様々な関係機関等が緊密に連携をする必要があります。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。



3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は自殺リスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を協力かつ総合的に推進することが重要です。

4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者への様々な支援策の展開や、支援関係者との連携を図るなどの取組だけでなく、この実践的な取組が地域に広がり、根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的な理解や危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発することが求められます。

5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「生き心地の良い、やさしいまち長門」を実現するためには、市だけでなく関係機関、関係団体、企業、市民の一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。



第3章 自殺対策への取組

1 基本施策

【施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「生き心地の良い、やさしいまち長門」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、企業、市民などが有機的に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

関係団体による長門市自殺対策推進会議と市役所内の関係課による長門市自殺対策庁内会議を開催し、横の連携を深め、どこに相談しても適切な相談場所につなぐ支援をしていくよう連携を図ります。

1 地域における連携・ネットワークの強化

国の最新情報や自殺対策の先進地、他自治体の情報を得ながら、長門市の自殺対策に反映していきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
長門市自殺対策推進協議会	関係機関や民間団体等で構成する協議会において連携を図り、社会全体で取組を推進します。	健康増進課
長門市自殺対策庁内会議	自殺対策の関係課で担当者間の自殺対策の推進、連携強化を図ります	健康増進課

2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

うつ病*やアルコール依存症*、統合失調症*などの精神疾患の方は自殺のリスクが高い傾向にあります。適切な医療に結び付けられるよう、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。

取 組	内 容	担当課・関係団体
かかりつけ医等うつ病研修	医師及び医療従事者等を対象に、自殺のハイリスク要因の一つであるうつ病等に関する知識に関する研修会を開催し、うつ病の早期発見・早期対応、関係機関による連携を強化します。	健康増進課 長門健康福祉センター 長門市医師会
専門医や専門病院への紹介・連携	相談機関から専門医療機関、専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関等へつなぐことで早期治療に結びつけるよう努めます。	健康増進課 長門市医師会 山口県看護協会長門支部 山口県社会福祉士会 医療機関 相談窓口

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
長門市自殺対策推進会議開催数	年間2回	現状維持
長門市自殺対策庁内会議開催数	年間2回	現状維持

【施策2】自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地の良い社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない長門市の実現を目指します。

1 様々な職種を対象とする研修の実施

取 組	内 容	担当課・関係団体
市職員対象のゲートキーパー養成講座	市職員がゲートキーパーの役割を担うことで、適切な対応ができる人材を養成し、職員の相談対応の強化を図ります。	健康増進課 総務課
関係機関等職員対象のゲートキーパー養成講座	様々な関係機関、関係団体へゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、適切な対応ができる人材を養成します。	健康増進課

2 市民を対象とした研修による人材育成

取 組	内 容	担当課・関係団体
地区組織団体対象のゲートキーパー養成講座	民生・児童委員※・母子保健推進員※など地域で活動する組織を対象に実施し、活動の中で適宜専門機関につながることができる人材の確保を図ります。	健康増進課
健康出前講座	地域の団体やグループ等にこころの健康づくり、ゲートキーパー養成講座を行い、身近な人で適切な対応ができる人材の確保を図ります。	健康増進課

3 自殺対策従事者、関係者間の連携調整を担う担当者への心のケアの推進

取 組	内 容	担当課・関係団体
職場におけるメンタルヘルス※研修会	メンタルヘルスに関する基本的な理解を深め、メンタルの不調を予防し、不調時は早期対応を図るなどメンタルヘルスの充実に取り組みます。	健康増進課 総務課
ストレスチェックの実施	産業医による健康管理、衛生委員会による職場環境の改善、ストレスチェック等に取り組み、働きやすい職場づくりを進めることでメンタルヘルス対策の推進に取り組みます。	総務課

第3章 自殺対策への取組

惨事ストレス※によるPTSD※予防チェック	災害派遣等に従事した職員に実施し、メンタルの不調の早期発見、早期対応を行い、メンタルヘルスケアの充実に取り組みます。	消防本部
ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の支援	企業の従業員に対する産業医等による健康相談、高ストレス者の面接指導の実施及びメンタルヘルス対策促進員によるメンタルヘルス対策の取組支援により、働きやすい職場づくりを進め、メンタルヘルス対策の推進に取り組みます。	萩地域産業保健センター

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
ゲートキーパー養成講座の受講者数	350 人受講 (平成 29 年度末)	600 人
市職員対象のゲートキーパーの養成	未実施	市職員の 70%が受講
ゲートキーパーを知っている又は聞いたことがある人の割合	19.4%	40%

「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー（Gatekeeper＝直訳すると門番）」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守ることのできる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ支援することが重要です。1 人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

また、ゲートキーパーは、我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野で広く使用されている用語、概念であって、WHO（世界保健機関）を始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。

気づく	傾聴	つなぐ	見守る
・家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	・本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける	・早めに専門家に相談するよう促す	・寄り添いながら、じっくり見守る

【施策3】市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことで、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。

1 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、様々な相談窓口の市広報による啓発やリーフレット等の作成・配布を通じて普及・啓発を行っていきます。

また、講演会やイベントに来られない市民の方へも心の健康づくりや相談場所など情報提供ができるよう、積極的に市のホームページやケーブルテレビ等を活用し、情報提供を図っていきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
自殺予防や相談窓口の情報の周知啓発	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、ポスター掲示、市広報、ホームページ等を活用し啓発を行います。また、相談機関の情報を掲載したカードやリーフレット等を作成し啓発に取り組みます。	健康増進課 企画政策課 長門健康福祉センター
こころの健康づくりに関する情報の周知啓発	「健康づくりのつどい」など、イベント会場において、グッズやリーフレット等を配布し啓発に取り組みます。	健康増進課



こころの健康づくり講演会

第3章 自殺対策への取組

2 市民対象の講演会・イベントなどの開催

自殺の原因は、単に精神的な問題だけでなく、医療、保健、生活、教育、労働などさまざまな問題がいくつも重なって起きています。それらに関連するテーマについて、講演会・イベントなどを開催し、自殺予防の普及・啓発を行っています。

取 組	内 容	担当課・関係団体
こころの健康づくり講演会	市民を対象にこころの健康づくり、心の病気に関する講演会を開催します。	健康増進課
自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）での啓発キャンペーン	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、公共施設や、図書館、民間企業等においてポスター等の掲示、グッズ、リーフレット等を配布し啓発を行います。	健康増進課 長門商工会議所 長門健康福祉センター

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
地域の相談機関を知っている人の割合	21.2%	50%
ゲートキーパーを知っている又は聞いたことがある人の割合	19.4%	40%



ゲートキーパー養成講座

【施策4】 生きることの包括的支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

1 居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対しての支援の実施をし、負担軽減を図ります。

取 組	内 容	担当課・関係団体
家族介護教室	介護を担う家族に介護負担の軽減と併せ、交流等情報交換を行い、支援者相互の支え合いを推進します。	健康増進課 地域包括支援センター
認知症サポーター※ 養成	認知症の方や家族が地域で安心して暮らせるよう、正しい知識を持ち見守ることができるサポーターの養成を推進します。	健康増進課 地域包括支援センター
老人クラブ	高齢者の生きがいに資する活動や、地域の見守り・支え合い活動を支援します。	福祉課
子育て支援センター	親子が気軽に集える場を提供し、子育て全般の専門的な支援を行います。	子育て支援課
放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域の大人たちと交流活動に取り組むことにより、地域で子どもたちを見守り育んで行く環境づくりを進めます。	生涯学習 スポーツ振興課
いきいきサロン会	高齢者を中心に地域で気軽に集え、様々な交流や活動を行うサロン会の活動の支援に取り組みます。	長門市社会福祉協議会
ひきこもりに対する コミュニケーション 教室	ひきこもりで悩んでいる家族がコミュニケーションの方法を学び、交流することで家族の負担軽減や孤立化を防ぐよう取り組みます。	長門健康福祉センター

第3章 自殺対策への取組

2 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

様々な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図っていく必要があります。適切な相談場所につなぐことができるよう、相談窓口情報の分かりやすい発信をしていきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
健康相談	心身の健康問題を抱えている方の相談に応じ、適宜関係機関と連携を図ります。	健康増進課
高齢者の総合相談	高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるように、保健・医療・福祉に関する様々な相談を受け付けます。	健康増進課 地域包括支援センター 長門市医師会 医療機関 長門薬剤師会 山口県社会福祉士会
市民相談事業	日常生活全般にわたる問題について弁護士による無料相談を実施し、適切な窓口へつなぐよう取り組みます。	市民活動推進課
生活困窮者等の自立支援	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行い、様々な支援を計画的に行います。	福祉課 長門市社会福祉協議会
医療相談・服薬相談	適切な服薬指導を通じて過剰服薬防止に努め、必要に応じ患者の情報提供や声かけ、適宜相談機関や医療機関への紹介を行います。	長門市医師会 長門薬剤師会
こころの健康相談	精神科医による相談や医療機関の紹介を行い、早期対応に取り組みます。	長門健康福祉センター
高齢者に対する支援	65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者世帯を対象に訪問等により相談に応じ、適宜関係機関や社会資源につなぎます。	長門市 民生児童委員協議会
勤労者の相談	医師、産業カウンセラー、保健師、臨床心理士又は社会保険労務士等による健康相談を行います。	萩地域産業 保健センター
こころの健康電話相談	こころの健康全般に関する相談に電話で応じます。	山口県 精神保健福祉センター

いのちの情報ダイヤル “絆”	「生きることがつらい」と悩んでいる方やそ のご家族の電話相談に応じます。	山口県 精神保健福祉センター
こころの救急電話相 談	精神科受診など早急な対応に関する相談に応 じます。	山口県精神科救急情報センター (山口県立こころの医療センター内)
自殺予防の相談	日本いのちの電話連盟が認める養成研修を受 講し認定を受けたボランティアが自殺予防を 目的とした相談に応じます。	山口いのちの電話
フリーダイヤル いのちの電話	日本いのちの電話連盟が認める養成研修を受 講し認定を受けた相談員が毎月10日に各地の いのちの電話と協働してフリーダイヤルで自 殺予防に係る相談に応じます。	山口いのちの電話

3 妊産婦・子育て家庭への支援の充実

国の妊産婦の死因の1位は自殺で、現在深刻な問題となっています。
原因は産後うつ、育児ストレスなどが関係しています。

本市では、妊婦・産婦・子育てをしている保護者への支援の充実を図り、
自殺のリスク低下に努めます。



取 組	内 容	担当課・関係団体
母子保健事業	訪問指導、育児相談、健康教育、健診等により子どもの発育発達や育児状況、生活状況を確認することで支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぎます。	健康増進課
産前産後サポートステーション※	妊娠期から子育て期にわたり、母子保健コーディネーターが地区担当保健師と連携しながら、妊産婦やその家族の状況を継続的に把握することによって、必要な相談支援を実施します。	健康増進課
産前産後ケアヘルパー派遣事業	体調不良等により家事や育児に支障があり、家族等の援助が得られない妊産婦へヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。	健康増進課

第3章 自殺対策への取組

マタニティケア事業	心身の不調や育児不安があり、家族等の援助が得られない妊産婦へ医療機関等で育児指導等を実施し、不安の解消を行います。	健康増進課
要保護児童対策地域協議会	虐待、不登校等支援が必要な子ども、保護者に関わる関係機関が情報共有や共通認識を持ち、適切な支援の体制の整備に取り組みます。	子育て支援課 健康増進課
ひとり親家庭支援事業	母子・父子自立支援員等が、子育て・生活支援・就業支援など、ひとり親家庭等に対する総合支援のための相談に応じます。	子育て支援課
発達クリニック	乳幼児の心身の発育発達に関する相談対応を行います。	長門健康福祉センター 健康増進課
訪問活動	地域の乳幼児の家庭に訪問し、声かけや見守り等を行い、支援が必要な家庭を適宜行政へつなぎます。	長門市 民生児童委員協議会 長門市 母子保健推進協議会

4 自殺未遂者への支援

県と協力し、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し、適切な医療・相談支援ができるような体制を検討していきます。

また、自殺対策推進協議会において、長門警察署や長門消防署との連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制づくりを検討していきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
自殺未遂者への相談支援	自殺未遂者を把握した場合、県(精神保健福祉センター、長門健康福祉センター)で実施する自殺未遂者支援対策と連携した取組や関係機関と連携を図り適切な相談支援機関等につなぐよう取り組みます。	健康増進課 長門健康福祉センター
自殺未遂者への対応	現場への臨場や相談受理、一時的な保護等を行います。	長門警察署 消防本部
行方不明事案の対応	家族等からの行方不明届の受理や手配、発見時の保護等を行います。	長門警察署 消防本部

5 遺された人への支援

県と協力し、自死遺族^{*}の家族会への活動支援を行います。

取 組	内 容	担当課・関係団体
遺された人への支援	遺族の方が体験や想いを語り合える「わかちあいの会」等の自助グループの活動や相談会等の情報等について周知を行います。 自殺者の家族を把握した場合、県や関係機関と連携を取り、必要時、適切な相談支援機関等の紹介ができるよう取り組みます	健康増進課 長門健康福祉センター

【評価目標】

指標名	現状値	目標値
未遂歴のある要支援者へのケア	未実施	同意者に対する支援の実施

【施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、先生や保護者以外の大人にも相談ができるよう、学校以外の信頼できる大人（専門職など）が授業を行うという形を検討していきます。



1 SOSの出し方に関する教育の実施

取 組	内 容	担当課・関係団体
SOSの出し方の教育 生命の尊さ・生命の教育	児童生徒が生命の尊さを理解し、かけがえない生命を尊重することができるよう、道徳や人権教育、性教育、理科の授業など発達段階に応じて行います。 悩みやストレスに直面した際に、信頼できる大人に早めに相談できるよう取り組みます。	学校教育課 健康増進課
スクールソーシャルワーカー※の派遣事業	スクールソーシャルワーカー※を派遣し、悩みを抱える児童生徒や保護者の支援を行い、スクールカウンセラー※や関係機関と連携した包括的な支援に取り組みます。	学校教育課
放課後子ども教室（再掲）	地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域の大人たちと交流活動に取り組むことにより、地域で、子どもたちを見守り育んで行く環境づくりを進めます。	生涯学習 スポーツ振興課
保護者対象の自殺予防啓発	児童生徒の保護者に対し、子どもが出したSOSのサインに早く気づき、対処方法について理解を深めるためのリーフレットを作成し配布します。	学校教育課 健康増進課
小中学生対象の自殺予防啓発	SOSの出し方についてのリーフレット等の配布や、図書館等でポスターを掲示し啓発を行います。	健康増進課 学校教育課 図書館

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
SOSの出し方に関する教育 実施学校数	未実施	市内のすべての小中学校で1回は実施

2 重点施策

【施策1】高齢者への支援

高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化（我が事・丸ごとの地域づくり）などの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。そのためには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。



本市では、地域の実情に合わせ、社会参加の強化と孤独・孤立の予防を行い、行政・関係機関等の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図っていきます。

取組	内容	担当課・関係団体
高齢者の総合相談 （再掲）	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるように、保健・医療・福祉に関する様々な相談を受け付けます。	健康増進課 地域包括支援センター 長門市医師会 長門薬剤師会 山口県社会福祉士会 医療機関 相談窓口
認知症サポーター養成 （再掲）	認知症の方や家族が地域で安心して暮らせるよう正しい知識を持ち、見守ることができるサポーター養成を推進します。	健康増進課 地域包括支援センター
介護予防の普及啓発	地域の団体やグループ等にこころの健康づくり、転倒予防、認知症予防等について健康出前講座を行い、介護予防の普及に取り組みます。	健康増進課 地域包括支援センター
老人クラブ（再掲）	高齢者の生きがいに資する活動や地域の見守り・支え合い活動を支援します。	福祉課
いきいきサロン会 （再掲）	高齢者を中心に地域で気軽に集え、様々な交流や活動を行うサロン会の活動を支援に取り組みます。	長門市 社会福祉協議会
高齢者に対する支援 （再掲）	65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者世帯を対象に訪問等により相談に応じ、適宜関係機関や社会資源につなぎます。	長門市 民生児童委員協議会

第3章 自殺対策への取組

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
地域でお互い助け合って生活していると思う人の割合	58.4 %	60 %
「生きがいはある」と感じる人の割合(※)	51.2 %	55 %

※高齢者福祉に関するアンケート調査 (H29)



【施策2】生活困窮者への支援

生活困窮の背景として、心身の疾患や障害、家族関係、介護、多重債務、住まいの不安定、就職定着困難などの多様な問題を抱え、1人あたりおおむね平均3.5個の複数課題を抱え生活困窮状態に陥る傾向があります。そのため、生活困窮対策は、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められていることから、長門市でも関係部局が連携しながら、地域住民に対する生きることの包括的な支援を図っていきます。

取 組	内 容	担当課・関係団体
生活困窮者自立支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、様々な支援を計画的に行います。	福祉課 長門市 社会福祉協議会
市税及び各種料金徴収等連携した生活困窮者の把握と支援	納税相談等から把握した生活問題について関係機関と連携した支援を行います。	税務課 総合窓口課 子育て支援課 建築住宅課 上下水道局等
市民相談事業（再掲）	日常生活全般にわたる問題について弁護士による無料相談を実施し、適切な窓口へつなぐよう取り組みます。	市民活動推進課
消費生活相談	契約時の消費生活トラブルを解決するための助言、斡旋を行い、再発防止を行います。	市民活動推進課
要・準要保護児童就学援助	経済的な状況や家庭状況を把握し、問題を抱えた家庭の早期発見と支援を推進します。	学校教育課
フードバンク事業	食材の購入や確保ができない方へ食料を提供し、支援を行います。	長門市 社会福祉協議会

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
困った時に誰にも相談しない人の割合	21.7 %	0 %

第3章 自殺対策への取組

【施策3】勤務・経営への支援

ワーク・ライフ・バランス※の推進を通じて、労働者一人ひとりが心身共に健康で働き続けることが出来るよう勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための環境づくりが必要です。心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、様々な相談窓口についてリーフレット等の作成・配布を通じて普及・啓発を行っていきます。



取組	内容	担当課・関係団体
ワーク・ライフ・バランス※の推進	超過勤務時間縮減や早出遅出勤務の推進、育児介護部分休業等により、ワーク・ライフ・バランス※を推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方を推進します。	総務課 長門商工会議所
中小企業勤労者小口資金融資貸付金事業	低金利の融資により生活の安定が図られ、融資の機会等を通じて、適宜相談窓口の周知に取り組みます。	商工水産課
勤労者の相談（再掲）	医師、産業カウンセラー、保健師、臨床心理士又は社会保険労務士等による健康相談を行います。	萩地域産業保健センター
ストレスチェックの実施（再掲）	産業医による健康管理、衛生委員会による職場環境の改善、ストレスチェック等に取り組み、働きやすい職場づくりを進めることでメンタルヘルス対策の推進に取り組みます。	総務課
ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の支援（再掲）	企業の従業員に対する産業医等による健康相談、高ストレス者の面接指導の実施及びメンタルヘルス対策促進員によるメンタルヘルス対策の取組支援により、働きやすい職場づくりを進め、メンタルヘルス対策の推進に取り組みます。	萩地域産業保健センター
メンタルヘルスに取り組む長門市「健幸」づくり実践企業への支援	メンタルヘルス対策に取り組む企業へこころの健康づくり講演会等の情報提供やリーフレット等の配布を行います。	健康増進課
啓発事業の強化	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、各事業所へ会報やホームページ等を活用し、啓発を行います。	長門商工会議所

【評価指標】

指標名	現状値	目標値
長門市「健幸」づくり実践企業登録団体のうち、メンタルヘルスに取り組む事業所の割合	28.6 %	80 %



第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには多分野の関係者の連携と協力のもと、効果的な施策を推進していく必要があります。

1 地域ネットワーク

(1) 長門市自殺対策推進協議会

保健、医療、福祉、労働、教育等幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本市の自殺対策推進の中核組織として自殺対策に係る計画の協議や計画の進捗状況の検証などを行います。

○委員名簿

(任期：2020年3月31日まで)

分野	団体名	氏名	備考
医療 保健 福祉	一般社団法人 長門市医師会	友近 康明	会長
	長門薬剤師会	山田 秀樹	
	公益社団法人 山口県看護協会長門支部	花島 まり	
	医療法人社団福寿会 福永病院	的場 律子	
	一般社団法人 山口県社会福祉士会 (NPO法人生き活きネットみすみ)	山田 妙子	
労働	長門商工会議所	高野 摂子	
	山口産業保健総合支援センター 萩地域窓口 (萩地域産業保健センター)	神崎 恵子	
地域	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会	桧垣 正男	副会長
	長門市民生児童委員協議会	瀬川 孝二	
教育 行政等 関係 機関	長門警察署	筱原 正博	
	山口県長門健康福祉センター	坂井 聖恵	
	長門市消防本部	中原 弘文	
	長門市教育委員会	中谷 信浩	
	長門市市民福祉部	川野 美智明	

第4章 自殺対策の推進体制

(2) 長門市自殺対策庁内会議

長門市役所内において、各課から選出する職員で構成し、全庁を挙げて横断的な自殺対策の推進に取り組みます。

【構成メンバー】

課等
総合窓口課
市民活動推進課
福祉課
子育て支援課
総務課
税務課
企画政策課
商工水産課
建築住宅課
学校教育課
生涯学習スポーツ振興課
消防本部 総務課
支所
上下水道局

2 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施状況や進捗状況を検証、評価し、長門市自殺対策推進会議及び長門市自殺対策庁内会議において報告し、PDCAサイクル※「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」により計画を推進します。



第5章 参考資料

1 生きる支援関連事業一覧

番号	事業名		担当課
	事業概要	生きることの包括的な支援実施事業 ※自殺対策担当課（健康増進課）と連携して実施	
基本施策１ 地域におけるネットワークの強化（全９事業）			
1-1 (2-11)	民生委員児童委員事業		福祉課
	地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている民生委員の活動費を交付する。	同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあり、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得るため、委員にゲートキーパー研修を受講してもらい、支援の強化を図ります。	
1-2 (2-27)	要保護児童対策地域協議会設置事業		子育て支援課
	要保護児童に対して、地域の関係機関が共通理解を持ち、適切な対応を協議することにより児童の福祉の向上を図る。	会議を通じて関係者同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのＳＯＳを受け止め、家族も含めた必要な支援を提供するための基盤を整備します。 また、児童虐待防止推進月間（１１月）を中心に、積極的な広報・啓発を実施し普及活動に努めます。	
1-3 (2-22)	母子保健事業		健康増進課
	母子健康手帳の交付、健康状態の把握と管理、訪問指導、妊婦学級、母子の健康づくりや栄養管理についての知識の普及、育児相談・育児学級・育児講演会を実施する。 また、母性及び乳幼児期の健康保持増進のため、地域住民の自主的な活動組織（長門市母子保健推進協議会）を育成する。	保健師や母子保健推進員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	
1-4 (2-23)	妊娠出産包括支援事業		健康増進課
	母子保健コーディネーターが地区担当保健師と連携しながら、妊産婦やその家族の状況を継続的に把握することによって、必要な相談支援を実施する。	妊娠期からリスクの把握に努め、出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続し、自殺リスクの軽減に繋がります。	

第5章 参考資料

1-5	成人保健事業 がん検診		健康 増進課
(2-24) (4-2)	生活習慣病予防や早期発見のため各種保健事業を実施する。 また、職場等で検診の機会のない人が医療機関や集団で検診を受診することにより、がんを早期発見し、病気の罹患や死亡率の減少を図る。	健康相談、健康教育、検診の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へと繋がります。 また、がん患者について、必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の周知を行います。	
1-6	地域自殺対策強化事業		健康 増進課
(2-25) (3-4) (4-3)	地域の各分野で連携した長門市自殺対策推進会議を開催し、地域の実情を勘案し、自殺対策計画を策定・進捗管理を行う。 また、心の健康について、講演会等を開催し、うつ病 [*] や心の健康についての普及啓発を図り、ゲートキーパー養成講座を開催することで、人材育成を行う。	身近で悩みを抱えている人に早めに気付き、声掛けなどを行うことができる体制づくりが必要であり、ゲートキーパー養成講座の対象者を職域、団体等に広め、出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。	
1-7	診療所運営事業		健康 増進課
(2-26)	平日夜間及び平日昼間における初期救急医療の窓口を一本化することで市民の利便性を高め、軽症患者の流入を抑えることで二次救急医療機関の負担軽減を図るための診療所を設置運営する。	現状の救急体制における情報共有の中で、ケースによって必要な支援先につなぐ等の対応を図ること、支援の充実を図ります。	
1-8	住宅管理事業		建築 住宅課
(2-31)	市営住宅の管理事務・公募事務を行う。	市営住宅入居に際しては、住宅確保要配慮者への対策や、様々な問題を抱えている入居者への対応も必要であり、福祉課（保護係）・子育て支援課・健康増進課等と連携した相談受付・対応を行います。 また、住宅担当職員のゲートキーパー研修受講を通じた入居者への対応知識の習得により、適切な支援に繋がります。	
1-9	地域包括支援センター事業		健康 増進課
(2-34) (4-9)	地域の高齢者が、安心して生活を継続するための支援を把握し、適切なサービス・機関・制度に繋げ、専門的・継続的な支援を実施する。 また、要支援と認定された高齢者の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援の視点を踏まえた介護予防サービス計画を立案し、必要な介護保険サービス等を適切に調整する。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていきます。	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成（全34事業）			
2-1	定住促進対策事業		企画 政策課
	移住希望者への定住促進施設の整備、運営、支援	定住支援員や移住コーディネーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、移住後のフォローアップとして相談窓口の周知等を行います。	
2-2	職員研修事業（自主研修・通信教育）		総務課 （企画総務部） （消防本部）
	職員の能力や資質の向上等のため、職員研修を行う。	職員は日常的に市民と接する機会が多く、ゲートキーパーとしての役割を担うことが可能であり、また同時に職務によるストレスを抱えている場合があるため、職員研修の1コマとして、ゲートキーパー研修やメンタルヘルス研修等自殺予防につながる心の健康づくりに関する研修を行うことで市民の生命を守ると同時に職員間のケアを実施します。	
2-3	職員の健康管理事業		総務課 （企画総務部） （消防本部）
	職員の心身面の健康維持増進のため、産業医による健康管理、衛生委員会の設置、ストレスチェック等を行う。	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで「支援者への支援」となるため、産業医による健康管理、衛生委員会による職場環境の改善、ストレスチェック等に取り組み、働きやすい職場づくりを進めることでメンタルヘルス不調を防ぎます。 また、超過勤務時間縮減や早出遅出勤務の制度化、育児・介護の両立支援のための各種制度の利用促進によりワーク・ライフ・バランス※の実現を目指し、多様で柔軟な働き方を推進します。	
2-4	賦課徴収事業		税務課
	税の徴収及び収納事務	徴収事務を遂行する上で、税金の支払いを期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、相談を受けたり徴収を行う職員等がゲートキーパー研修を受講し、支援のつながりを強化します。	
2-5	国民年金事務		総合 窓口課
	国民年金の届出書、申請書、相談対応	保険料納付相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生活保護受給者には法定免除制度を勧める等個々に応じて適切な相談窓口につなげ、対応する職員等がゲートキーパー研修を受講することで、支援のつながりを強化します。	

第5章 参考資料

2-6	賦課徴収事業（国民健康保険、後期高齢者医療保険）		総合 窓口課
	保険料等の徴収及び収納事務	徴収事務を遂行する上で、保険料の支払いを期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、相談を受けたり徴収を行う職員等がゲートキーパー研修を受講し、支援のつながりを強化します。	
2-7	集落機能再生事業		市民活動 推進課
	複数の自治会により構成される新たな地域協同体の構築と地域づくりリーダー養成を目的とし、地域協同体を設立し、地域づくりリーダー養成のための研修会を実施する。	地域福祉エリア支援員、協議会エリア支援員がゲートキーパー研修を受講することで、それぞれの地域での訪問活動や見守り活動を行う上で、専門チームと連携した対応を図ります。	
2-8 (4-1)	市民相談事業		市民活動 推進課
	日常生活全般にわたる諸問題を解決するため、弁護士による無料相談窓口を開設	市民相談窓口では相談の主旨をよく理解し、繋げる必要がある相談内容については適切な窓口へ繋げ、抱えている問題の深刻さ、複合的な問題等においては自殺リスクも高いため、継続的な支援を行うことでリスクの低下に繋がります。	
2-9	人権啓発推進事業		市民活動 推進課
	人権啓発研修等に関する経費の負担	人権擁護委員等に対し、自殺対策の相談窓口を周知することにより、人権相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。	
2-10	消費者行政活性化事業		市民活動 推進課
	複雑・多様化する消費者の相談に対応するため、専門の消費生活相談員を配置し、被害の未然防止に努める。	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。	
2-11 (1-1)	民生委員児童委員事業（再掲）		福祉課
	地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている民生委員の活動費を交付する。	同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあり、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得るため、委員にゲートキーパー研修を受講してもらい、支援の強化を図ります。	
2-12	長門市社会福祉協議会事業		福祉課
	社会福祉協議会の運営を補助し、基盤強化、地域福祉の向上を図る。	社会福祉協議会の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。	

2-13	障害者（児）関係事業		福祉課
	障害者等に対し、その障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給し、障害者の福祉の向上を図る。	手当の申請、支給等に際して、当事者や家族等と対面する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得るため、対応する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺対策の視点も加えた支援の推進を図ります。	
2-14	障害者相談員設置事業		福祉課
	障害者の更生援護に関する相談員を設置し、本人又は保護者等からの相談に応じ必要な指導並びに助言を行う。	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた当事者や家族等の早期発見と支援の推進を図ります。	
2-15	生活困窮者自立支援事業		福祉課
	生活保護相談者のうち受給には至らなかった者、生活保護受給者ではないが生活に困窮している者等への支援を社会福祉協議会への委託により実施する。	生活困窮に陥っている人は家族や地域から孤立している場合が多く、自殺リスクが非常に高いことから支援を行う職員（主任相談員等）がゲートキーパー研修を受講し、より適切な支援を行います。	
2-16	生活保護関係事業		福祉課
	生活困窮者へ必要な保護を実施し、自立を助長し、生活保護受給世帯に対し自立・就労に向けた支援を実施する。	生活困窮に陥っている人は家族や地域から孤立している場合が多く、自殺リスクが非常に高いことから支援を行う職員がゲートキーパー研修を受講し、より適切な支援を行います。	
2-17	災害援護資金貸付事業		福祉課
	罹災者に対し、災害更生援護の貸付及び利子相当額を負担することで、自立厚生を促進する。	被災により被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、被災者本人からの申請の機会に、本人や家族の健康状態を注視し生活再建へ向けた取組ができるよう協力体制を確保します。	
2-18	災害見舞金給付事業		福祉課
	小規模災害により被災した市民に見舞金または弔慰金を支給する。	被災により被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、被災者本人からの申請の機会に、本人や家族の健康状態を注視し生活再建へ向けた取組ができるよう協力体制を確保します。	
2-19	災害救助事業		福祉課
	風水害、地震等による自然災害及び火災による被災者のうち、要介護認定者や難病患者、障害者等で福祉避難所での生活に対応できない場合、移転先が決まるまでの福祉施設での居住費等を負担する。	被災により被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、被災者本人と接する機会に、本人や家族の健康状態を注視し生活再建へ向けた取組ができるよう協力体制を確保します。	

第5章 参考資料

2-20	行旅病人及び行旅死亡人取扱い事業		福祉課
	行旅病人及び行旅死亡人が発生した場合、病人の救護、又は死体の埋葬等に要した経費について支弁する。	対応する職員がゲートキーパー研修を受講することにより、自殺未遂者及び自殺による遺族等への対応の中で、支援が必要な場合に適切な相談窓口へ繋がります。	
2-21 (3-3)	健康づくり推進事業		健康増進課
	健康増進計画の策定、健康ながと21推進協議会の開催、健康づくりポイント事業の実施等により生涯を通じた健康づくりを推進する。	健康増進計画の中で自殺対策につき言及すること、自殺対策との連動性を高めていくことができ、イベントなどで自殺対策（生きることの包括的な支援）を取り上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発を行います。	
2-22 (1-3)	母子保健事業（再掲）		健康増進課
	母子健康手帳の交付、健康状態の把握と管理、訪問指導、妊婦学級、母子の健康づくりや栄養管理についての知識の普及、育児相談・育児学級・育児講演会を実施する。 また、母性及び乳幼児期の健康保持増進のため、地域住民の自主的な活動組織（長門市母子保健推進協議会）を育成する。	保健師や母子保健推進員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	
2-23 (1-4)	妊娠出産包括支援事業（再掲）		健康増進課
	母子保健コーディネーターが地区担当保健師と連携しながら、妊産婦やその家族の状況を継続的に把握することによって、必要な相談支援を実施する。	妊娠期からリスクの把握に努め、出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続し、自殺リスクの軽減に繋がります。	
2-24 (1-5) (4-2)	成人保健事業 がん検診（再掲）		健康増進課
	生活習慣病予防や早期発見のため各種保健事業を実施する。 また、職場等で検診の機会のない人が医療機関や集団で検診を受診することにより、がんを早期発見し、病気の罹患や死亡率の減少を図る。	健康相談、健康教育、検診の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へと繋がります。 また、がん患者について、必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の周知を行います。	

2-25	地域自殺対策強化事業（再掲）		健康増進課
(1-6) (3-4) (4-3)	地域の各分野で連携した長門市自殺対策推進会議を開催し、地域の実情を勘案し、自殺対策計画を策定・進捗管理を行う。また、心の健康について、講演会等を開催し、うつ病 [※] や心の健康についての普及啓発を図り、ゲートキーパー養成講座を開催することで、人材育成を行う。	身近で悩みを抱えている人に早めに気づき、声掛けなどを行うことができる体制づくりが必要であり、ゲートキーパー養成講座の対象者を職域、団体等に広め、出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。	
2-26	診療所運営事業（再掲）		健康増進課
(1-7)	平日夜間及び平日昼間における初期救急医療の窓口を一本化することで市民の利便性を高め、軽症患者の流入を抑えることで二次救急医療機関の負担軽減を図るための診療所を設置運営する。	現状の救急体制における情報共有の中で、ケースによって必要な支援先につなぐ等の対応を取ることで、支援の充実を図ります。	
2-27	要保護児童対策地域協議会設置事業（再掲）		子育て支援課
(1-2)	要保護児童に対して、地域の関係機関が共通理解を持ち、適切な対応を協議することにより児童の福祉の向上を図る。	会議を通じて関係者同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのＳＯＳを受け止め、家族も含めた必要な支援を提供するための基盤を整備します。 また、児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、積極的な広報・啓発を実施し普及活動に努めます。	
2-28	相談事業		子育て支援課
(4-4)	家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員を配置し、家庭における児童の福祉向上を図る。	相談員、支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化します。 また、虐待通報等に対し、家庭児童相談員が訪問、面会指導等随時対応し、家庭環境の変化等にいち早く気づくことで支援の充実を図ります。	
2-29	子育て支援事業（保育園、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター）		子育て支援課
(4-5)	市内保育所、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター等の運営及び実施委託（育児相談）	保育士や指導員、収納担当職員がゲートキーパー研修を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役として支援の充実を図ります。 また、保護者に対する子どもの発達・育児に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の開設等を通じ、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努め、親子が気軽に集える場を提供し、子育て全般の専門的な支援を行います。	

第5章 参考資料

2-30	ファミリーサポートセンター事業		子育て支援課
	依頼会員・提供会員による子育て支援	会員に対し、相談窓口リーフレットを配布することで子育てに関する悩みや自殺リスクの把握についての理解を深めます。	
2-31 (1-8)	住宅管理事業（再掲）		建築住宅課
	市営住宅の管理事務・公募事務を行う。	市営住宅入居に際しては、住宅確保要配慮者への対策や、様々な問題を抱えている入居者への対応も必要であり、福祉課（保護係）・子育て支援課・健康増進課等と連携した相談受付・対応を行います。 また、住宅担当職員のゲートキーパー研修受講を通じた入居者への対応知識の習得により、適切な支援に繋がります。	
2-32	創業等支援事業		商工水産課
	市内で創業する者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する。 また、創業に興味のある方や実際に創業を考えている方を対象に、創業するために必要な経営ノウハウや心構えを学ぶための創業セミナー等を開催する。	新規創業を円滑にし、経営の安定化に資することで自殺リスクの高い事業倒産の未然防止に繋がります。 また、市内認定創業支援機関（長門商工会議所、ながと大津商工会、山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫）やセミナー等で相談窓口の充実を図ります。	
2-33 (4-7)	地域未来創造事業		商工水産課
	若者が望む地元での就職・創業を実現するため、地場産業の魅力発信やキャリアアップ支援、キャリア教育の提供等を実施する。	長門市しごとセンターを拠点とした仕事に関する各種相談やテレワーク等多目的に活用することで働き方改革を支援し、市内中高生に対してのキャリア教育や人材育成を行うことで学校以外の居場所づくりの一端を担います。	
2-34 (1-9) (4-9)	地域包括支援センター事業（再掲）		健康増進課
	地域の高齢者が、安心して生活を継続するための支援を把握し、適切なサービス・機関・制度に繋げ、専門的・継続的な支援を実施する。 また、要支援と認定された高齢者の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援の視点を踏まえた介護予防サービス計画を立案し、必要な介護保険サービス等を適切に調整する。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていきます。	

基本施策3 市民への啓発と周知（全7事業）			
3-1	広報紙発行事業		企画 政策課
	広報紙を配布することで市の現状と課題を市民と共有し、市民協働の意識醸成を図る。	自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺予防月間（3月）にあわせて広報紙にて、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けます。	
3-2	インターネットによる情報発信・収集事業		企画 政策課
	ホームページの管理運営	自殺対策の啓発として、講演会や相談窓口、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に伝える方法として、即時発信が可能なホームページを積極的に活用します。	
3-3 (2-21)	健康づくり推進事業（再掲）		健康 増進課
	健康増進計画の策定、健康ながと21推進協議会の開催、健康づくりポイント事業の実施等により生涯を通じた健康づくりを推進する。	健康増進計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができ、イベントなどで自殺対策（生きることの包括的な支援）を取り上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発を行います。	
3-4 (1-6) (2-25) (4-3)	地域自殺対策強化事業（再掲）		健康 増進課
	地域の各分野で連携した長門市自殺対策推進会議を開催し、地域の実情を勘案し、自殺対策計画を策定・進捗管理を行う。 また、心の健康について、講演会等を開催し、うつ病 [*] や心の健康についての普及啓発を図り、ゲートキーパー養成講座を開催することで、人材育成を行う。	身近で悩みを抱えている人に早めに気づき、声掛けなどを行うことができる体制づくりが必要であり、ゲートキーパー養成講座の対象者を職域、団体等に広め、出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。	
3-5	成人式開催事業		生涯学習 スポーツ 振興課
	成人式を開催し、新成人としての意識づけとふるさと定住の一助を図る。	成人式で自殺対策パンフレット等を配布することで自殺のリスクを抱えかねない青少年への啓発と周知を図ります。	
3-6	人権教育促進事業		生涯学習 スポーツ 振興課
	一般市民や学校関係者、企業の方々などを対象に、市内各地で年3回の人権教育セミナー及び年1回の人権フェスティバルをそれぞれ開催し、人権問題についての正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。	市内各地で開催される人権教育セミナー、人権フェスティバル等で自殺対策パンフレット等を配布することで自殺のリスクを抱えかねない青少年への啓発と周知を図ります。	
3-7	図書館運営事業		図書館
	住民の生涯学習の場としての読書環境を充実させ、講演会、読み聞かせ会などを通して教育・文化サービスを提供する。	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行い、住民に対する情報提供の場として活用します。	

基本施策4 生きることの包括的支援(全9事業)			
4-1 (2-8)	市民相談事業（再掲）		市民活動 推進課
	日常生活全般にわたる諸問題を解決するため、弁護士による無料相談窓口を開設	市民相談窓口では相談の主旨をよく理解し、繋げる必要がある相談内容については適切な窓口へ繋げ、抱えている問題の深刻さ、複合的な問題等においては自殺リスクも高いため、継続的な支援を行うことでリスクの低下に繋がります。	
4-2 (1-5) (2-24)	成人保健事業 がん検診（再掲）		健康 増進課
	生活習慣病予防や早期発見のため各種保健事業を実施する。 また、職場等で検診の機会のない人が医療機関や集団で検診を受診することにより、がんを早期発見し、病気の罹患や死亡率の減少を図る。	健康相談、健康教育、検診の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援へと繋がります。 また、がん患者について、必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の周知を行います。	
4-3 (1-6) (2-25) (3-4)	地域自殺対策強化事業（再掲）		健康 増進課
	地域の各分野で連携した長門市自殺対策推進会議を開催し、地域の実情を勘案し、自殺対策計画を策定・進捗管理を行う。 また、心の健康について、講演会等を開催し、うつ病 [*] や心の健康についての普及啓発を図り、ゲートキーパー養成講座を開催することで、人材育成を行う。	身近で悩みを抱えている人に早めに気づき、声掛けなどを行うことができる体制づくりが必要であり、ゲートキーパー養成講座の対象者を職域、団体等に広め、出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。	
4-4 (2-28)	相談事業（再掲）		子育て 支援課
	家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員を配置し、家庭における児童の福祉向上を図る。	相談員、支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化します。 また、虐待通報等に対し、家庭児童相談員が訪問、面会指導等随時対応し、家庭環境の変化等にいち早く気づくことで支援の充実を図ります。	

4-5 (2-29)	子育て支援事業（保育園、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター） 市内保育所、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター等の運営及び実施委託（育児相談） 保育士や指導員、収納担当職員がゲートキーパー研修を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役として支援の充実を図ります。 また、保護者に対する子どもの発達・育児に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の開設等を通じ、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努め、親子が気軽に集える場を提供し、子育て全般の専門的な支援を行います。	子育て支援課
4-6	子どもにやさしい環境づくり事業 就学援助対象者の中学生に対し、地域ボランティアによる学習支援を行う。 地域ボランティアが中学生に対し学習支援の機会を提供することで、将来の進路等を考えるための機会を提供し、学力面における課題の克服や、児童の精神的な支援等を行い、児童、又は保護者が抱える悩みの早期発見及び、必要な支援の提供を行う役割を担います。	子育て支援課
4-7 (2-33)	地域未来創造事業（再掲） 若者が望む地元での就職・創業を実現するため、地場産業の魅力発信やキャリアアップ支援、キャリア教育の提供等を実施する 長門市しごとセンターを拠点とした仕事に関する各種相談やテレワーク等多目的に活用することで働き方改革を支援し、市内中高生に対してのキャリア教育や人材育成を行うことで学校以外の居場所づくりの一端を担います。	商工水産課
4-8	放課後子ども教室推進事業 市内の小規模校を対象に、放課後に地域の方の協力を得て、子どもの活動拠点として居場所をつくり、放課後の子どもの見守りと健全育成を図る。 子どもの活動拠点としての居場所づくりとしての役割を担います。	生涯学習スポーツ振興課
4-9 (1-9) (2-34)	地域包括支援センター事業（再掲） 地域の高齢者が、安心して生活を継続するための支援を把握し、適切なサービス・機関・制度に繋げ、専門的・継続的な支援を実施する。 また、要支援と認定された高齢者の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援の視点を踏まえた介護予防サービス計画を立案し、必要な介護保険サービス等を適切に調整する。 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていきます。	健康増進課

第5章 参考資料

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育(全3事業)			
5-1	教育支援センター事業		学校 教育課
	教育相談員等が電話や来所、訪問による相談に対応し、不登校児童生徒・保護者・教職員への教育支援活動を行う。	学校以外の場で、専門の相談委員である教育相談員が電話・来所、訪問等による相談に対応し、不登校児童生徒・保護者・関係教職員への支援をすることで自殺予防につながり、また、教育相談に訪れた保護者等にリーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。	
5-2	いじめ問題等対策事業		学校 教育課
	臨床心理士によるいじめ等に係る教育相談の実施、少年安全サポーターによる学校安全対策の強化	少年安全サポーターや臨床心理士等専門的な立場からのアプローチによる学校・家庭・関係機関との連携により、個々のニーズに対応します。 また、いじめ事案が起こった際には、調査委員会を設置し、速やかに対応します。	
5-3	不登校の未然防止に向けた専門家派遣事業		学校 教育課
	社会福祉士や精神保健福祉士を学校に派遣し、初期段階での即時対応により不登校を未然に防止する	不登校の兆候が現れ始めた段階でケース会議を開催し、関連機関と情報を共有します。 また、SSW(スクールソーシャルワーカー:社会福祉士、精神保健福祉士等)を学校等に派遣することで専門家による関係機関と連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の心の変化等に対応します。	

※番号欄の()内は再掲事業番号

2 「平成30年度健康づくり・食育に関するアンケート」調査票

健康づくり・食育に関するアンケート調査 ～調査協力をお願い～

皆様には、市政にご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

長門市では、平成25年3月に「健康ながと21（第2次長門市健康増進計画）」、平成26年3月に「第2次長門市食育推進計画」を策定、「健康寿命の延伸」を目標に地域関係団体と連携し、地域の実情やライフスタイルに応じた心身の健康づくりに積極的に取り組んできました。

本市では、今年度、めまぐるしく変化する健康を取り巻く環境に対応するため、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とする第3次長門市健康増進計画「健康ながと21」の策定を進めております。

この調査は、皆さんに健康づくりや食育に関する意識や実態をお伺いし、計画内容を検討する資料とさせていただき目的で実施するものです。ご回答いただいた内容は、統計的に処理するため、個人の情報が公開されるようなことは一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成30年5月1日

長門市長 大西 倉雄

※記入に際してのお願い

【アンケート回答方法】

- ・このアンケートは、名前を書かれる必要はありません。封筒の宛名の方が、ご自身のお考えや現状をありのままにお答えください。
- ・自由記入の欄は、お考えのことを自由にご記入ください。
- ・ご記入は、黒のエンピツまたはボールペンでお願いします。

【アンケート返送】

- ・同封の返信用封筒で、平成30年5月25日（金）までにお送りください。

【その他】

本アンケートは、平成30年4月20日現在で市内在住の20歳以上79歳までの方2,000人を無作為に抽出させていただきまして、アンケート票を送付させていただきました。

このアンケートについて、ご不明な点やご質問などありましたら下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

長門市健康増進課（長門市保健センター）

長門市東深川1326-6

電話23-1133、23-1132 FAX23-1168

第5章 参考資料

長門市健康増進計画アンケート

<基本的な事柄についてお伺いします>

性別

あなたの性別を教えてください。(1つに○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

年齢

あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

平成30年4月20日現在

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | | |

家族構成

同居されているご家族の構成を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|-----------|------------|--------|----------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯 | 4. 三世帯以上 |
| 5. 兄弟姉妹のみ | 6. その他 () | | |

職業

あなたのご職業を教えてください。(1つに○)

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------|
| 1. 会社員・公務員・団体職員 | 2. パート・アルバイト・内職 | |
| 3. 自営業 | 4. 農林漁業 | 5. 家事従事者 |
| 6. 学生 | 7. 無職 | 8. その他 |

居住地区

あなたのお住まいの地区を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 通地区 | 2. 仙崎地区 | 3. 深川地区 | 4. 俵山地区 |
| 5. 三隅地区 | 6. 日置地区 | 7. 油谷地区 | |

<こころの健康について> ～抜粋～

問 16. あなたはこの1ヶ月間、不安や悩み、ストレスなどがありましたか。(1つに○)

1. よくあった 2. ときどきあった 3. あまりなかった 4. 全くなかった

(16で「1」「2」を選んだ方にお聞きします。)

問 16-1 それはどのような不安、悩み、ストレスですか。(該当するものすべてに○)

1. 自分や家族の健康問題 2. 仕事(転勤・転職・失職など)
3. 人間関係(家族・近隣・友人・職場) 4. 経済的な不安
5. 育児や子どものこと 6. 介護に関すること 7. その他()

問 16-2 不安、悩み、ストレスは解消できていますか。(1つに○)

1. 十分解消できている 2. だいたいできている
3. あまりできていない 4. 全くできていない

問 17. 悩みやストレスなどで困った時、誰に相談しますか。(該当するものすべてに○)

1. 家族 2. 友人 3. 職場の同僚 4. 職場の上司 5. かかりつけ医
6. 専門医やカウンセラー 7. 相談相手がわからない 8. 相談しない
9. その他()

問 18. こころに悩み、不安を感じたときに利用できる地域の相談機関を知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない (1つに○)

問 19. ゲートキーパー(悩んでいる人に気付き、声をかけ、早めに適切な相談機関等必要な支援につなげる人)を知っていますか。(1つに○)

1. 知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない

問 20. あなたは自分なりのストレス解消法がありますか。(1つに○)

1. ある 2. ない

(問 20で「1」を選んだ方にお聞きします)

問 20-1 それは何ですか。(該当するものすべてに○)

1. おしゃべりをする 2. 食べる 3. お酒を飲む 4. 寝る
5. のんびりする 6. スポーツをする 7. 入浴する 8. 音楽をきく
9. 映画をみる 10. その他()

問 21. あなたは睡眠による休養が十分に取れていると思いますか。(1つに○)

1. とれている 2. とれていない 3. どちらともいえない

3 自殺対策基本法

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第5章 参考資料

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

第5章 参考資料

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

4 長門市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、関係機関及び関係する団体等と連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、長門市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策推進計画の策定及び総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発及び相談支援体制の充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要なこと。

(組織及び構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) その他の関係団体
- (5) 行政等関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(市の責務)

第5章 参考資料

第7条 市は会議の提言及び意見を尊重し、自殺対策の推進に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行する

5 相談窓口一覧

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間
心と体の健康相談	長門市健康増進課	(0837) 長門地区:23-1133 三隅地区:43-2444 日置地区:37-2193 油谷地区:33-3021	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	長門市地域包括支援センター	0837-23-1244	
	山口県長門健康福祉センター	0837-22-2811	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	精神科医による相談 (3日前までに要予約)		偶数月第3火曜日 奇数月第3金曜日 14:00～16:00
心の健康全般に関する相談	心の健康電話相談 (山口県精神保健福祉センター)	0835-27-3388	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～11:30 13:00～16:30
「生きることがつらい」と悩んでいる方とその家族の相談	いのちの情報ダイヤル“絆” (山口県精神保健福祉センター)	0835-22-3321	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～11:30 13:00～16:30
精神科受診など 早急な対応に関する相談	こころの救急電話相談 (山口県立こころの医療センター)	0836-58-4455	24 時間対応
大切な方を自死で亡くされた方の相談	山口 自死遺族の集い クローバー (山口県精神保健福祉センター)	0835-27-3480	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
生活問題でお困りの方	長門市市民活動推進課 市民相談係	0837-23-1299	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
多重債務相談窓口	長門法律相談センター	0838-24-0500 (要予約)	火 13:00～15:00

第5章 参考資料

経営難などによる倒産に関する相談	経営安定特別相談室 長門商工会議所	0837-22-2266	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
勤労者の心と体の健康相談	萩地域産業保健センター	0838-22-0224	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:30～17:00
解雇、雇止め等労働問題に関する相談	萩総合労働相談コーナー (萩労働基準監督署)	0838-22-0750	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～16:30
子育ての悩み、 児童虐待等の相談	長門市子育て支援課	0837-23-1156	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	山口県萩児童相談所	0838-22-1150	
非行、いじめ、虐待、犯罪等による被害の相談	中部少年サポートセンター (ヤングテレホン・やまぐち) 山口県警察本部少年課内	083-925-5150 0120-49-5150	24 時間対応 (土日祝日、夜間は 当直が対応)
いじめについての相談	いじめ110番	083-987-1202	24 時間対応
こどもの人権に関する相談	子どもの人権110番 (山口地方法務局)	0120-007-110	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
生活保護についての相談	長門市福祉事務所	0837-23-1155	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
生活福祉資金の貸付についての相談 生活・福祉に関する困りごと相談	長門市社会福祉協議会	0837-22-8294	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

6 用語説明

用語一覧		
あ行		
	アルコール依存症	自らの意思で飲酒のコントロールができなくなり、社会生活や人間関係にも支障をきたす精神疾患。
	うつ病	過度のストレスや疲労などが蓄積等により、「気分が落ち込み、何もする気が起きない」状態が長期間続き、睡眠障害や意欲の減退や判断力の低下といった症状が起こり、重症化すると自殺に至ることもある。
	NPO法人 ライフリンク	特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクの略称。 2004 年 10 月に設立した、生き心地の良い社会の実現を目指し、「つながり」をキーワードにした自殺対策、いのちの支援に取り組む団体。 10 万人の署名を集め、2006 年 6 月 15 日に自殺対策基本法が成立した。
か行		
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人。
	国勢調査	日本に居住する人及び世帯を対象とする国の重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに実施。
さ行		
	惨事ストレス	災害の被災者や救助活動や捜索活動に携わった人が、凄惨な光景を目撃したことで受ける強い精神的ストレス。不眠や、無力感などの症状が特徴で放置するとPTSDとなって現れる場合もある。
	産前産後サポートステーション	コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う施設。
	自殺企図	自ら死にたいと願う「自殺念慮」が高じ、実際に自殺を企てること。自殺しようとする事。
	自殺総合対策推進センター	平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供し、地域レベルの実践的な取組への支援を強化するために設置した厚生労働省の組織。（平成 28 年 4 月に自殺予防総合対策センターを改組）
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の大綱。

第5章 参考資料

自殺対策基本法	自殺対策基本法(平成18年6月21日法律第85号)は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた状況に対処するため制定された法律。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正。
自殺実態白書	特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクにより、日本で初めて自殺の実態に関する報告書「自殺実態白書 2008」を発行。「自殺実態1000人調査」の結果を解析した自殺の危機経路と、警察署単位での自殺データを集計して市町村別の自殺の地域特性を明らかにしたもの。
自死遺族	家族や親族を自殺により亡くした人。
児童相談所	子どもに関する相談に応じ、援助などを行う行政機関。児童福祉法第12条に基づき、すべての都道府県及び政令指定都市(平成18年4月から、中核市にも設置できるようになった)に最低1箇所以上の児童相談所が設置されている。
スクールカウンセラー(SC)	主に、教育現場において、児童生徒に対する心理治療的対応として、専門的知識を有して心理相談業務に従事する臨床心理士等の資格を有する専門職。
スクールソーシャルワーカー(SSW)	学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する高度な専門的知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益がえられるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う専門職。
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括な支援を行う制度。
層化無作為抽出法	統計調査の際に特定の条件でグループを作成し、それぞれのグループから無作為に対象を抽出する手法。
た行	
地域自殺実態プロフィール	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。国が自殺総合対策推進センターにおいて作成。全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

	地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、チームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とした施設。
	統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。幻覚や妄想によって人を疑ったり、情緒不安定になり、意欲や気力をなくして引きこもりがちになる。症状に自覚がないことが多いため、身近な人が気づき早めに専門医や専門機関に相談することが大切。
な行		
	認知症サポーター	認知症の方や家族が地域で安心して暮らせるよう正しい知識を持ち、見守ることができる人のこと。
は行		
	PDCAサイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法のひとつ。Plan(計画)Do(実行)Check(確認)Act(行動)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること。
	PTSD	Post Traumatic Stress Disorder(心的外傷後ストレス障害)の略。強いショックな体験や強い精神的なストレスが、こころのダメージとなって、時間が経過した後も、突然、怖い経験を思い出す、不安や緊張が続き不眠などの症状が起こる疾患。
	母子保健推進員	地域の妊婦、乳幼児を対象に訪問活動や子育て輪づくり活動等を行い、身近な相談役として支援を必要とする母子と行政をつなぐパイプ役。
ま行		
	民生・児童委員	地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役。
	メンタルヘルス	精神面における健康のこと。主に精神的な疲労やストレス、悩みなどの軽減やサポート、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。
わ行		
	ワークライフバランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

長 門 市 自 殺 対 策 計 画

平成31年（2019年）3月

発 行 山口県長門市
編 集 長門市市民福祉部健康増進課
住 所 〒759-4192
山口県長門市東深川 1326 番地 6
T E L 0837-23-1133
F A X 0837-23-1168
E-mail kenkosuishin@city.nagato.lg.jp
U R L <http://www.city.nagato.yamaguchi.jp>
